

## 周防大島町指定給水装置工事事業者の指定（更新）申請について

### 【留意事項】

#### 【指定（更新）の申請】

- 1 指定給水装置工事事業者として指定（更新）を受けようとする者は、(1)から(4)の書類を周防大島町水道課へ提出してください。
  - 1 指定給水装置工事事業者申請書（様式第1号）
    - ・氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
    - ・業務を施行する社員、取締役又はこれらに準ずるものの氏名
    - ・事業の範囲
    - ・給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地並びにそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
  - 2 機械器具調書（別紙）
    - ・給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
  - 3 誓約書等
    - ・下記【指定の基準】3の(1)から(6)までのいずれにも該当しない者であること（様式第2号の1）
    - ・指定工事事業者講習会の受講実績及び業務内容（様式第2号の2）
    - ・主任技術者等の研修受講実績（様式第2号の3）
    - ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況（様式第2号の4）
  - 4 添付書類
    - ・給水装置工事主任技術者免状の写し（カード可）
    - ・法人にあっては、定款又は寄附行為（申請日と同日付けの原本証明）及び登記簿謄本【履歴事項全部証明】（コピー不可、3か月以内）、個人にあってはその住民票の写し（コピー不可、3か月以内）
    - ・機械器具の写真

#### 【指定の基準】

- 1 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 2 次に定める機械器具を有する者であること。
  - 1 金切りのこその他の切断用の機械器具
  - 2 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
  - 3 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
  - 4 水圧テストポンプ
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。（水道法第25条の3第1項第3号）
  - 1 成人被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
  - 2 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
  - 3 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

- 4 その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
- 5 法人であって、その役員のうち（１）から（４）までのいずれかに該当する者があるもの
- 6 ① 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団  
② 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員  
③ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

#### 【手数料等】

指定（更新）手数料として、事業者証の交付時に 1 万円の納入が必要です。また、更新の場合は、新事業者証の交付と同時に旧事業者証を返納していただきますのでお持ちください。

#### 【その他】

更新の際に住所変更や役員等の変更事項が発生している場合は、速やかに水道課へ連絡して早急に変更申請を行ってください。

（違反行為として、処分の対象となる場合があります。）

